

水道の検針再開は、5月20日

【問合せ】

南魚沼市上下水道料金センター

☎788-0220

積雪のため休止していた検針を再開します。冬期間に概算でいただいた料金を精算し、6月中旬に「冬期精算通知書」でお知らせします。

冬期概算制度

積雪の多い期間（12月～4月）、前年の実績などに基づいて設定した概算料金で支払っていただき、5月の検針結果で精算する制度です。

使用水量が多い場合は

「上下水道使用量のお知らせ」に記載した水量は、12月～5月の使用量から12月～4月の冬期間の認定水量を差し引いた使用量です。利用人数が増えたなどの理由がなく使用水量が不自然に多い場合は、漏水の可能性があります。水道メーターをご確認ください。

料金の減免制度

水道メーターから蛇口までは、使用者の管理です。メーターが回った分は、理由を問わず支払っていただくことが原則です。ただし、善良な管理を行っていたにも関わらず、破損や故障によるやむを得ない漏水は、料金の一部を減免します。

必要書類 減免申請書、市指定給水

装置工事事業者の修理証明、修理前後の写真、修理か所の図面

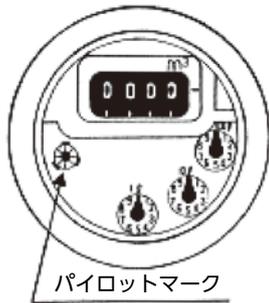
減免対象外の事例

- ・不注意による流しっぱなし、一般的に想定できる破損など、管理の不備が認められる場合
- ・市指定給水装置工事事業者以外が修繕した場合

漏水の確認方法

- ①家中の蛇口をすべて閉めて、水道を使用していない状態にする、②水道メーターボックスを開け、メーターを見る、③パイロットマークが少しでも回っていれば漏水です。

漏水の場合は、市指定給水装置工事業者に連絡して、修理を依頼してください。修理費は自己負担です。



メーターボックスの適切な管理を、車両による破損や沈下を防護し、上に物を置かない、近くに犬をつながないなど、検針ができる状態を保ってください。

地域の連携（知恵）でサルに勝つ！

有害鳥獣(サル)被害防止対策事業を実施

【申込み・問合せ】 農林課 農業振興係 ☎773-6663

毎年多発しているサルによる農作物被害を防止するために、平成29年度までに48の行政区が本事業を活用し、サルの追い払い組織を立ち上げて、被害を減らすことに成功しました。

「地域の農作物は地域で守る」体制を構築することが、最も効果的な被害防止対策です。「正しい被害防止の知識をみんなで共有」「サルが出没したら大勢で花火を打ち、追い払いをする」「サルが隠れないよう年に数回草刈りをする」「サルを呼び寄せる一番の原因である野菜くずや柿などを放置せず、未収穫物を残さない」など、無理のない範囲の対策を地域全体で協力して行うことが重要です。

本事業を活用し、追い払い組織を立ち上げ、被害防止に向けて動き出しませんか？

農林課では、追い払い組織に情報提供や研修会の開催など、さまざまな支援を行います。

事業の概要

- 事業主体** 行政区内にサルの追い払い組織を設置し、サル被害防止活動を行う行政区
※平成27年から本事業を活用した組織は、3年間の補助対象期間が終了したため、申請できません
- 補助要件** サル被害防止活動を年間50日以上行うこと
- 補助対象期間** 補助金申請初年度から3年間
(3年で追い払い体制の基礎をつくる)
- 補助金額** 毎年度5万円(概算払い可)

